

福山市監査委員告示第 4 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により実施した監査の結果について、同項の規定により公表します。

2010年(平成22年)4月15日

福山市監査委員 中西正則

福山市監査委員 小林茂裕

福山市監査委員 須藤 猛

# 住民監査請求に係る監査結果

## 第 1 監査の請求

### 1 請求書の提出

2010年2月16日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により住民監査請求書の提出があった。

### 2 請求人

（略）

### 3 請求の要旨

#### 【請求内容】

(1) 次の対象事項について違法・不当であることの監査を求める。

福山市芦田町地内の圃場整備事業のうち福山市土地改良区が事業主体で非補助の(A)末元上地区、(B)末元中地区、(C)別所地区、(D)福田地上地区、(E)広岡地区、(F)堀町地区、(G)同道地区、(H)山の田地区、(I)土壁上地区、(J)土壁地区、(K)三斗木地区、(L)大谷地区、(M)福田地中地区の圃場整備事業と(A)～(G)、(J)～(M)の圃場整備地内の市道の市道改良費、建設費及び付帯工事調査費、不動産鑑定費、設計費及び道路用地買収費の支出

国の村づくり交付金事業のうち福山市芦田町地内の圃場整備事業の(N)下本郷地区、(O)上東之面地区、(P)風呂地区については、農道で圃場整備する当初の圃場整備費のうち福山市の負担金（圃場整備費×20%）(a)から市道にして市道部分を区域外にした圃場整備費の福山市の負担金（圃場整備費×20%）と圃場整備地内の市道の市道改良費、建設費及び付帯工事調査費、不動産鑑定費、設計費及び道路用地買収費を足した(b)の差額分（b）-（a）の支出

(2) 福山市土地改良区理事長を兼務する福山市長羽田皓及び福山市副市長岡崎恣は、事業認可申請中である(K)三斗木地区、(L)大谷地区、(M)福田地中地区、事業継続中である(P)風呂地区の今後の支出を中止すること（上記中止のために必要な措置を採ること）。

(3) 福山市長羽田皓及び福山市副市長岡崎恣外関係職員（別表1）は、本件圃場整備と市道建設及び付帯工事に要した現在までの支出額(A)～(G)、(J)～(M)については13億8588万3080円、(N)～(P)については、(b) - (a)の現在までの支出額9602万372円を損害賠償金として福山市に支払うこと（上記支払いのために必要な措置を採ること）。

#### 【請求理由】

日本国憲法第15条第2項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条には「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」とある。しかし、福山市長羽田皓と福山市副市長岡崎恣外関係職員は、請求内容の対象事業において、次により違法・不

当である業務を遂行し、公金を支出し、福山市及び福山市民に多大な損害を生じさせた。

- (1) 圃場整備事業の目的は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大であるが、当該地は耕作放棄したと見られる荒地も散見し、場所によれば、将来は宅地転用を目的としていると考えられるような整備をしているところもあり、圃場整備事業についての十分な説明をもって圃場整備を実施したとは考えがたい。

また、芦田町地域圃場整備事業許可申請に当たり、広島県農政課宛の許可申請書の事業計画書に記載されている「費用対効果」は望めない。なぜならば、通常の圃場整備区画面積が1区画、2反(2,000㎡)を標準とし大型トラクターが旋回可能な合理的な面積で農作業の効率化を図っているのに対し、当該圃場の区画は、ほとんどが100坪~200坪程度の小区画であり、生産性の向上など望めない。よって、事業計画書に記載されている農業所得の増大は見込めず、申請のような費用対効果は望めない。本事業は、圃場整備事業の目的を逸脱しており、土地改良法(昭和24年法律第195号)第1条及び土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第2条に違反し、違法・不当である。

- (2) 事業(A)~(M)は、福山市土地改良区が実施主体である。土地改良法第8条第4項第3号では、設立申請に係る土地改良区が、土地改良事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎又は技術的能力を欠く等土地改良事業の遂行のための基礎的な要件として政令で定める要件を欠くと認められるときは、土地改良区の設立につき都道府県知事は適当とする旨の決定をしてはならないとある。つまり、福山市土地改良区が圃場整備工事及び設計積算業務をする能力を有することが要件であり、助言・補助は県の仕事である。市長と副市長及び関係部署の職員は違法と知りながら、福山市北部建設産業課が中心となり組織的に福山市の丸抱えで当該圃場整備事業を行ったことなどを助案すると、事業の認可申請に偽りがあり、事業認可自体に瑕疵があり、違法・不当である。
- (3) (A)~(M)は福山市土地改良区が事業主体の「非補助土地改良事業」で100%、(N)~(O)は福山市施行で20%の地元受益者負担であるが、次に述べる違法・不当な方法で、市道用地買収費を土地改良事業費に流用した。

通常、圃場整備事業の基本的な手法は、圃場整備区域編入後に換地計画によって、それぞれの土地を共同減歩し、農道を生み出し、一括登記する。

しかし、本件は当初、圃場整備区域内の道路は農道として整備する計画としたが、2006年(平成18年)6月に圃場整備と一体整備を目的とし、市議会において圃場内の一部の農道を除き、市道認定した。当該道路用地を市費で買収して、この市道用地買収費を圃場整備費に充当するために、市道認定した土地を関係者から個別に買い上げるため、土地を分筆している。この作業による業務委託費用は一筆当たり約20万円を支出している。

また、当該土地買収費を福山市土地改良区又は各地区の圃場整備推進委員の代表者へ入金し、本来は農家が全て自己負担すべき工事費に流用し、あたかも農家が自己資金を出したように偽装したものである。

現地調査によると、圃場整備区域内の市道は、ほとんどの地区で、一般の車の往来はなく、区域内の特定利用者の利便のために設置されたように見える。区域内の

特定利用者の受益のために施行するときは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 61 条の受益者負担の原則から考えて用地買収費を支払うのではなく無償寄付されるべきである。道路法第 61 条第 2 項には、「負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。」とあるが、それを定めず、用地買収費を支払ってしまったことは、公共とは何かに関する認識がないか、若しくは怠慢であり、これが恣意的にされていたとすると不当である。

芦田地域だけの特殊な方法（受益者であっても負担を免れる方法）を容認すれば、地方公共団体の行政は、公平、公正が原則であるので、芦田圃場整備事業のように、区域内の道路用地は市費で買収することができる。つまり、どんな事業でも道路用地は買収しなければいけなくなり、芦田圃場整備の手法を全市に拡大すると、行政は「財政破綻」することになる。市道認定のあり方や、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法について市条例で定める必要があり、芦田地域のように「圃場整備と一体整備を目的として」と言いながら圃場整備を手段として、いろいろな市道改良などを施行し、公共事業の土木工事を生み出す手法は許されてはならない。

このような手法の芦田圃場整備事業地内の道路用地買収は、道路法第 61 条及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 2 条及び第 4 条に違反し、違法・不当である。

## 第 2 請求の受理

本件請求については、2010 年 3 月 11 日に提出された補正書と併せ、自治法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

## 第 3 個別外部監査契約に基づく監査の請求

### 1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、自治法第 252 条の 43 第 1 項の規定に基づき、次の理由を付して、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めた。

（理由）

- (1) 本件請求には、福山市議会の議決を得たものがあり、議決に賛成した議員が監査委員であり、客観的公正な監査がなされるとは思われぬ。また、この議員 2 名を排除した場合残りの 2 名で本件の監査をすることは困難と思われる。
- (2) 本件請求中には、専門的な法律解釈を要する行政上民事上の法律問題が存在し、また、不動産鑑定など専門的知見を必要とするものもあり、監査委員による監査では、客観的で公正な監査結果を得られない可能性が高い。
- (3) 現在、本件圃場整備や市道建設が進行及び完了しており、これにかかる監査をなすには、独立した政治的配慮を考案しない公正な外部監査人が正当である。

### 2 個別外部監査契約に基づく監査によらず監査委員の監査によることの決定

2010 年 2 月 24 日監査委員の協議の結果 請求を受理した場合には、次の理由により、個別外部監査契約に基づく監査によらず、監査委員の監査を行うことを決定した。

(理由)

- (1) 監査委員は、自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の選任同意の議決を経て選任される。職務権限は同法上固有の権限として規定されており、他の機関から独立して職務を執行することとなる。
- (2) 住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為の監査を請求するものである。監査委員は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し識見を有する者及び議員のうちから選任され、当該住民監査請求の監査にあたり支障は生じない。
- (3) 監査委員は財務会計行為の違法又は不当を法令等に照らして監査するものであり、政治的配慮を行うことはない。

## 第 4 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の要旨から本件の監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 請求の要旨の請求内容のうち、芦田町地内において福山市土地改良区が施行する圃場整備事業に係る金銭の支出が、自治法第 242 条第 1 項に規定する公金の支出であると言えるかどうか。
- (2) 請求の要旨の請求内容のうち、本市施行の圃場整備事業並びに市道建設及び改良事業に係る公金の支出に対する住民監査請求が、自治法第 242 条第 2 項に規定する期間内にされた請求であると言えるかどうか。期間内に請求できなかった場合、同項ただし書に規定する正当な理由があると言えるかどうか。
- (3) 芦田町地内における本市施行の圃場整備事業について、事業計画書に記載されている「費用対効果」を望むことができず、圃場整備事業の目的を逸脱しているため、違法又は不当であると言えるかどうか。
- (4) 福山市土地改良区が土地改良事業を遂行するための基礎的な要件を欠いており、実質的には福山市が事務を行っていることから、事業の認可申請に偽りがあり、事業認可自体に瑕疵があるとして、財務会計上の違法又は不当があると言えるかどうか。
- (5) 芦田町地内において福山市土地改良区が施行する圃場整備事業地及び本市が施行する圃場整備事業地内の市道の建設及び改良事業が、特定の利用者の受益のためになされたものであり、また、市道用地買収費を圃場整備事業費に流用したものであるとして、財務会計上違法又は不当であると言えるかどうか。

### 2 監査対象部局

建設局農林土木部及び市民局北部支所

## 第 5 監査委員の交代及び除斥について

監査委員のうち、2010 年 3 月 25 日付けで秋田和司委員が退任し、2010 年 3 月 26 日付けで堀径扇委員が就任したが、堀径扇委員は本件請求の監査において、自治法第 199 条の 2 の規定により除斥された。

## 第6 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、2010年3月23日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

当日は、請求人4人がそれぞれ請求の要旨を補足する陳述を行うとともに、新たな証拠が提出された。

2 陳述の主旨は、次のとおりである。

福山市は、芦田地区の土地改良事業の業務を一切引き受けておきながら、土地改良法を無視して住民を欺き、圃場整備事業に名を借りて公共工事の計画を仕組み、芦田地区一帯にこの事業を進めてきたことは、まことに許しがたい暴挙である。法の定めた条文の数々を無視し、さらには福山市の条例にも明確にされていない手法を駆使し、手の込んだ事業を進め、税金の無駄遣いを行った行為は、市民にとって看過できるものではない。

土地改良事業を施行する場合は、土地改良区の地権者自らが審議、合意されたものを県に申請し、事業主体として認可され、土地改良法に基づく事業団体として認められるものである。福山市と土地改良区との業務関係は一体どのように取り行われていたのか不明な点が多く、福山市土地改良区に代わって、福山市が広島県農政課に提出した地区改良区ごとの認可申請には、実情に合わない内容が散見しており、土地改良法に定められている範囲も逸脱した箇所が多く、違法を承知の上で申請したものであると言わざるを得ない。特にこの法に定めてある基本とも言うべき農業の振興に係る重要な部分の大半が無視されている。この事業で特に公共事業が優先された仕組みになっていたことは、相当以前から市が係った組織的な計画であったことも容易に想像できることである。

福山市と福山市土地改良区は、地権者に対して圃場整備が何のために行われどのように進めていくかの説明をすることもなく、市道の改修作業から開始した事実も明らかになっている。工事完了後、耕作をしないで荒れ放題になっている耕地が散見されるのもその証である。

芦田の圃場整備全般にわたって、早い話が田んぼをほとんど作っておらず、畑であったり、耕作をほとんどしておらず、全体の半分以上の耕作放棄地があったと確認できる。

芦田地区の圃場整備に係る地区ごとの圃場整備の概要が文書で一切存在していない。圃場整備そのものは市がするものではない。地権者が中心になってするのが圃場整備であるが、限りなく北部建設産業課が中心になって主導しているという事実がある。

圃場整備には様々ある。農道の設置だけとか、点在している個々の地権者の農地を1か所にまとめるということと、また両方合わせたやり方もある。今回はなんら示されていない。

圃場整備計画の総費用が一体いくらかかるのか記載されていない。圃場整備にはこれとこれとで出費が必要であり、その出費はどういう形で皆が負担するかということは一切提示されていない。測量を実施して地区の総面積がいくらなのか、あるいは個々の面積はどうなったのか、本来なら事業を始める前に地権者全てに公表してするのが普通である。このことも全くない。それを基に農道をつくるとか、農道の支線、用排水路の設置をするとか、全体の面積がいくらあって、道路面積がいくら、用排水路の

面積にいくら取られるかによって減歩率が決まる。その基になる資料が何もない。事前に提示をして、トータルで地権者全てがこれなら私は責任を持ってするという同意がないと事業をしてはいけない。

減歩をして道路用地の確保は、本来なら道路用地を確保して無償で提供するのが普通であり、農道であれば地権者が農道を作る経費を負担するのが当たり前であるが、農道の土地を市が買い上げて市のお金で農道の整備までしている。これは特定の市民に対して特定の利益を与えている。どの法律をみても、一切地元負担がないのは、どう考えても異常である。

昨年12月の定例市議会では、範囲から市道を除く変更をしている。これをみても明らかに圃場整備と市道と一体となった整備は違法である。

## 第7 関係執行機関の陳述

1 建設局農林土木部及び市民局北部支所に対して意見の陳述を求めたところ、当該関係機関から陳述書の提出があった。

2 陳述の主旨は、次のとおりである。

(1) 請求の理由(1)について

圃場整備事業は、農地等の区画形質の変更とともに、用排水路の改良、道路の整備及び農地の集団化等を一体的に実施することで、農地の効率的な利用や合理的な水利用を可能とし、生産性の高い圃場条件に整備することを目的に施行するものであり、整備した区画が小規模であることをもって圃場整備の目的を逸脱しているとはいえない。

芦田町は、都市近郊の農業適地として期待される半面、山間地域であるが故に、一般的に不整形で狭隘な農地が多く、効率的な利用を図る上で大きな支障をきたしているが、農業の持続的発展を図るうえで大きな役割を果たすこととなる。

いずれの圃場整備事業も土地改良法に基づいて所定の法手続を行い、広島県の事業施行同意を得て、事業着手をしたものであり、圃場整備事業の経済効果測定についても、農林水産省の定めた測定方式により行っており、請求人の主張を認めることはできない。

(2) 請求の理由(2)について

事業主体は福山市土地改良区であり、本市の行為ではない。

(3) 請求の理由(3)について

圃場整備地内に新設・改良している市道については、道路法の規定に基づき、市議会の議決を経て、市道認定・廃止を行っている。

道路用地買収は、不動産鑑定評価を徴して価格を算定し適正に行っている。この土地売買代金の支払いは、契約約款に基づき請求者からの請求により支払うこととなり、受領委任の申し出があれば、これに従い支払っている。

このため、請求人の主張を認めることはできない。

## 第8 監査の結果

### (本文)

本件住民監査請求については、監査委員合議の結果次のとおり決定した。

請求の要旨の請求内容のうち、福山市土地改良区の金銭の支出に係る請求並びに本市施行の圃場整備事業並びに市道建設及び改良事業に係る公金の支出のうち2010年2月16日において支出の日から1年を経過しているものに係る請求については、自治法第242条第1項及び第2項の要件を具備していないと判断し、却下する。

請求の要旨の請求内容のうち、本市施行の圃場整備事業並びに市道建設及び改良事業に係る公金の支出のうち2009年2月16日以後のもの(別表2)に係る請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

### (理由)

#### (1) 住民監査請求の対象となる財務会計行為

自治法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長又は職員について、違法又は不当な公金の支出があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該行為の是正等必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨規定している。

当該規定により住民監査請求の対象とすることができるのは、普通地方公共団体である福山市の公金の支出のみであって、福山市土地改良区の施行する圃場整備事業に係る金銭の支出は、住民監査請求の対象とすることはできない。

したがって、請求の要旨の請求内容(1)において請求人が違法又は不当としている諸費用の支出のうち監査の対象とするのは、本市が施行した圃場整備事業及び道路建設等に係る公金の支出のみである。

#### (2) 住民監査請求の期間

自治法第242条第2項において、「住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」旨規定している。

同項ただし書に規定する「正当な理由」とは、監査請求をすることについて客観的な障害がある場合、すなわち、当該行為が秘密裏に行われた場合や天災、地変等があった場合などを指し、個人的、主観的事情は含まないとされている。

最高裁判所1988年4月22日の判決では、「相当の注意力をもってなすべき程度の調査義務を尽くしていれば当該違法・不当の行為を知りえたであろうと認められる客観的な条件ないし事実関係が生じたときから、それぞれ相当な期間内に住民が当該行為について監査を請求した場合、すなわち「正当な事由があるとき」というためには、違法・不当な行為が一般住民に隠れて秘密裏になされたこと、当該行為を一般住民が知った又は監査請求を求めようとする住民に対して自治法上要請される相当の注意力をもって調査義務を尽くせば当該行為を知りえたはずの客観的な条件ないし事実関係の発生したこと、その時から相当な期間内に監査請求をした、という3点すべてについて検討されるべきである。」としている。

今回の芦田町地内における圃場整備事業並びに市道建設及び改良事業については、2007年9月7日の市議会定例会本会議ほか数度にわたって、本会議及び委員会



において議論されており、遅くとも同日以後は、請求人において当該公金の支出があることについては、相当の注意力をもって調査義務を尽くせば知りうるもので、相当な期間内に監査を求めることができたと認められるので、自治法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」がある場合には当たらない。

よって、本件住民監査請求の対象とすることができるのは、本件請求が提出された 2010 年 2 月 16 日の 1 年前の応当日である 2009 年 2 月 16 日以後になされた公金の支出のみである。

### (3) 監査の対象とする公金の支出

以上のことから、請求の要旨の請求内容(1) に掲げる「(A)～(G)、(J)～(M)の圃場整備地内の市道の改良費、建設費及び付帯工事調査費、不動産鑑定費、設計費及び道路用地買収費」及び請求の要旨の請求内容(1) に掲げる「圃場整備費と圃場整備地内の市道の改良費、建設費及び付帯工事調査費、不動産鑑定費、設計費及び道路用地買収費」のうち、住民監査請求の対象とすべき 2009 年 2 月 16 日以後の本市の公金の支出と考えられるものを当職で調査した結果は、別表 2 のとおりである。

なお、最高裁判所 1990 年 6 月 5 日判決は、「対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても監査請求の対象が前記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不合法である。」としている。請求人は、住民監査請求書及び補正書において、監査を求める財務会計行為を個別的、具体的に摘示しているとは言い難い。

### (4) 公金の支出等の違法又は不当

別表 2 に掲げる公金の支出に係る書類、手続等について監査を実施したが、これらの書類及び手続について、違法又は不当とする事実を認めることはできなかった。

なお、請求人が圃場整備事業及び市道新設等の経緯について違法又は不当と主張していることについては、次のとおりである。

まず、福山市土地改良区が施行した圃場整備事業の事業計画の認可申請に誤りがあり、認可自体に瑕疵があるとの請求人の主張であるが、認可申請は福山市土地改良区が県知事に提出したものであり、認可は県知事の行為であるため、その違法又は不当は本市の財務会計行為には係りを持たない。また、当該圃場整備事業に係り本市が福山市土地改良区に対して行った指導、援助も財務会計行為ではないので、住民監査請求による監査の対象とはならない。

本市が施行した圃場整備事業の事業計画は県知事の同意を得て定めたものであるが、その中に記載されている「費用対効果」については、財務会計行為の違法又は不当の根拠とすることはできない。

次に、特定の受益者のため市道が設置されたという主張であるが、当該市道は、2004 年 12 月から 2006 年 6 月にかけて、市議会の議決を経て市道認定を行い、道路

の区域決定後用地買収及び工事を実施しており、特定の受益者のために設置したという根拠はなく、また市道認定そのものは財務会計行為ではないため、いずれにしても住民監査請求による監査の対象とはならない。

市道用地買収費が当該土地所有者に支払われず、土地改良事業費用に流用されたという主張についてであるが、土地買収費が当該土地所有者以外の者に受領委任により支払われたとしても、支払手続としては認められていることであり、当該土地所有者に支払われたものとみなされる。また当該買収価格についても不動産鑑定士の鑑定評価に基づいており、特に違法又は不当とすべき事実は認められない。

よって、公金の支出に違法又は不当と認める事実はないので、今後の公金の支出の差し止め又は既に支出された公金に相当する額の損害賠償を求めることはできない。

## 別表 1

### 芦田圃場整備事業に対する職員措置請求名簿

現役職名	元役職名	名前
市長		羽田 皓
副市長		岡崎 恣
財政局長		(略)
財政部長		
北部建設産業課 技師		
下水道部庶務課次長	北部建設産業課次長	
建設局長		
退職後(嘱託)	建設管理部長	
農林土木部長 技師		
建設管理部長	建設政策課長	
土木部長		
道路維持課主幹	北部建設産業課次長	
危機管理防災課長	農林整備課長	
新市建設産業課長	北部建設産業課主幹	
平成 17 年度末退職	北部建設産業課長	
技術検査課長	北部建設産業課長	
平成 19 年度末退職	土木管理課長 技師	
水道企業管理者	企画総務局長	
教育委員会管理部長	総務部長	
総務部長	人事研修課長	
人事研修課長	人事研修課長補佐	
農林整備課長 技師		
農林整備課長補佐兼次長		
下水道部長	技術検査課長 技師	
平成 20 年度末退職	北部建設産業課次長	
道路維持課長補佐兼次長	技術検査課次長 技師	
北部建設産業課 主事		
北部建設産業課 技師		
北部建設産業課 技師		

請求人提出

**別表2** 請求内容のうち市施行の圃場整備事業並びに市道建設及び改良事業に係る支出一覧  
(2009年2月16日以後のもの)

【市施行の圃場整備事業に係る支出】 (工事, 委託料) (単位: 円)

番号	地区名	工 事 名	業者名	支払状況	
				支払日	金 額
N	下本郷	下本郷地区換地業務委託	大本測量(株)	2009. 4. 15	680,400
N	下本郷	下本郷地区確定測量業務委託	大本測量(株)	2009. 3. 19	2,460,150
O	上東之面	上東之面地区換地業務委託	(株)富士工業コンサルタント	2009. 4. 15	346,500
O	上東之面	上東之面地区確定測量業務委託	(株)富士工業コンサルタント	2009. 4. 24	1,254,750
P	風呂	ほ場整備工事(風呂地区)	塚本興業(株)	2010. 1. 15	3,250,000
P	風呂	風呂地区ほ場整備設計業務委託	(株)富士工業コンサルタント	2009. 4. 15	4,179,000
P	風呂	風呂地区換地業務委託	(株)富士工業コンサルタント	2009. 4. 15	1,281,000

【市道建設及び改良事業に係る支出】 (工事, 委託料) (単位: 円)

番号	地区名	工 事 名	業者名	支払状況	
				支払日	金 額
B	未元中	道路改良工事(未元本線その2)	くまの建設(有)	2009. 2. 27	1,620,000
				2009. 3. 31	5,721,350
B	未元中	道路改良工事(未元本線)	三谷建設(株)	2009. 10. 9	17,900,000
				2010. 1. 29	8,990,000
E	広岡	道路改良工事(割石三斗木線3工区)	(有)宏宗産業	2009. 4. 3	4,179,900
P	風呂	道路改良工事(上用地97号線外2路線)	ブラザー技研(株)	2010. 1. 20	16,300,000
P	風呂	測量業務委託(上用地97号線外2路線)	(株)富士工業コンサルタント	2009. 3. 10	6,061,650
P	風呂	測量業務委託(上用地49号線外5路線)	(株)富士工業コンサルタント	2009. 11. 5	1,227,450
P	風呂	測量業務委託(上用地99号線外1路線)	(株)富士工業コンサルタント	2009. 11. 5	2,205,000
P	風呂	測量業務委託(上用地97号線)	(株)富士工業コンサルタント	2010. 1. 5	1,564,500
P	風呂	測量業務委託(上用地98号線)	(株)富士工業コンサルタント	2010. 2. 5	472,500
P	風呂	設計業務委託(上用地47号線)	(株)富士工業コンサルタント	2010. 2. 15	210,000

(用地買収) (単位: 円)

番号	地区名	路線名	買収年月日	面積(m <sup>2</sup> )	地目	支払状況	
						支払日	金 額
B	未元中	未元本線	2009. 5. 29	179.04	田	2009. 6. 25	2,397,703
B	未元中	未元本線	2009. 7. 1	305.48	田	2009. 8. 25	2,477,442
E	広岡	割石三斗木線	2009. 12. 28	611.85	田	2010. 2. 5	17,373,193
E	広岡	割石三斗木線	2009. 12. 28	175.32	田		
E	広岡	割石三斗木線	2009. 12. 28	266.19	田		
E	広岡	割石三斗木線	2009. 12. 28	85.81	田		
N	下本郷	上用地25号線	2009. 3. 6	215.23	田	2009. 4. 10	1,226,811
P	風呂	上用地97号線	2009. 9. 24	138.64	田	2009. 10. 9	335,508
P	風呂	上用地97号線	2009. 9. 24	135.78	田	2009. 10. 9	583,311
P	風呂	上用地97号線	2009. 9. 24	87.54	田		
P	風呂	上用地97号線	2009. 9. 30	101.72	田	2009. 10. 15	266,811
P	風呂	上用地97号線	2009. 10. 7	220.00	田	2009. 10. 30	657,580

(鑑定評価・意見書・時点修正) (単位: 円)

番号	地区名	路線名	業者名	支払状況	
				支払日	金 額
B	未元中	未元本線	(株)瀬戸内不動産鑑定事務所	2009. 12. 25	42,000
E	広岡	割石三斗木線	(株)瀬戸内不動産鑑定事務所	2009. 6. 25	42,000
G	同道	下用地53号線	(株)瀬戸内不動産鑑定事務所	2010. 1. 25	948,150
P	風呂	上用地97号線	(有)三谷不動産鑑定所	2009. 5. 29	496,650